

KABANET へのアクセス

<https://www.kabanet.org/>

ID:KABA (半角大文字)

PW:2019 (半角数字)



くらしの相談検索システム

<https://consultation-of-living.appspot.com/>

どこの地域でどのような提案
があるのか検索可能です！



☆☆
公正・公平をモットーに考動！

高木 和彦
くらしの相談

担当者レポート No 50

発行日：令和4年1月31日

発行所：トヨタ自動車労働組合

発行人：鬼頭 圭介

編集者：高木 和彦

印刷所：(株)トヨタエンタープライズ

共栄カンパニー

主な支部活動（くらしの相談取組み）

【相談案件】

北部コミュニティ広場のテニスコート利用において、ナイター設備が完備されているが冬季期間の11月～3月については17時までの利用制限となっている。年間を通して利用できるようにしてほしい。

《調査・対応策》

市内には、5カ所地区コミュニティ広場がありますが、南部地区コミュニティ広場以外は11月～3月の冬季期間は夜間の利用ができない状況でありました。

ナイター施設まで整備されており地域の方々への余暇を通じた健康づくり等、利用促進を図るべき旨を伝えるとともに冬季期間でも夜間利用ができるように利用規則の改正をしていただきナイター施設の整備されている施設は、午後9時までの通年利用が可能にさせていただきました。

施設名	施設の内容		利用区分	
	種類	照明設備	昼間（午前・午後）の利用	夜間
三好地区コミュニティ広場	テニスコート	有	午前9時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで
	多目的広場	有		<通年>
北部地区コミュニティ広場	テニスコート	有	午前9時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで
	多目的広場A	有		<通年>
	多目的広場B	有		
	多目的広場C	無		利用不可
南部地区コミュニティ広場	テニスコート	有	午前9時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで
	多目的広場A	有		午後5時から午後9時まで
	多目的広場B (サブ広場)	無		<通年>
	多目的広場C (ゲートボールコート)	無		利用不可
西部地区コミュニティ広場	多目的広場	有	午前9時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで
				<通年>
天王地区コミュニティ広場	多目的広場	有	午前9時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで
				<通年>

議会や議員としての取り組み紹介

一般質問に登壇 「交通事故ゼロを目指して」「子育て環境の充実」「今後の地域経済支援策」について政策提言をしました。

問 信号機の無い横断歩道への信号機設置要望と設置の実績は

答 各行政区から市に対する横断歩道への信号機設置要望は、29年度分が3件、30年度分が5件、元年度分が6件、2年度分が3件、3年度分が4件で、計21件です。

信号機の設置は国の定めた「信号機設置の指針」に基づき、愛知県公安委員会において道路環境や交通事故の発生状況など必要性や緊急性を総合的に判断して決定されますが、指針に定める条件に該当しない場合は、信号機が設置される見込みは低い状況となっております。

各行政区の要望を受けて、豊田警察署に設置の要望を行い、警察において要望箇所の現場調査等を行っていただいておりますが、現時点においては信号機が設置されたものはありません

問 横断歩道はあるが信号機設置が困難な箇所に近隣市町でも設置されている「ぴかっとわたるくん」を設置する考えは。

答 提案の「押しボタン式横断者明示標識」は、横断歩道を渡ろうとする歩行者が車両に対して横断歩道を渡る意思を光の点滅により示し、運転者に気付きを促すための交通安全設備で警察との協議により市が単独で設置することができ、近隣市でも設置実績があり効果を上げていると聞いております。

現在、運転手に対し横断歩道での一時停止を徹底していくために交通マナーの周知や歩行者保護の意識を高める啓発を行うとともに横断歩道を目立たせるためのカラー舗装を行うなど、ソフト・ハード面の両面から取組を実施しています。

今後は、こうした取組を実施した上で改善が見られない場合において、「押しボタン式横断者明示標識」を設置することで効果が認められる場合は、新たな交通安全対策として設置していく方向で考えております。



問 街路樹等の伐採を行った箇所で防草対策がされていない箇所があると思います。未処理の箇所にて試験的に防草対策をするお考え

答 ご指摘いただいた街路樹等の伐採を行った箇所で防草対策が完了していない箇所が、現在、三好ヶ丘地区において11箇所あり、令和4年度末までにアスファルト舗装などによる防草対策を計画しておりましたが、数箇所選定し試験的な防草対策を実施して、その効果等について検証します。

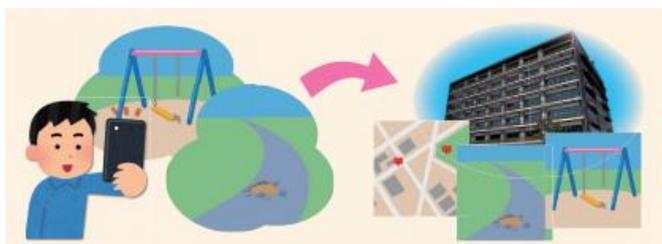
問 植栽剪定や雑草の除草、根による歩道の段差等は、「マイ・シティ・レポート」での通報の対象になりますか

答 マイ・シティ・レポートとは、市民の皆さまが生活の中で気づいた道路の異常や公園施設の破損などを、スマートフォンアプリ(My City Report)を利用して、市に情報提供していただき必要に応じて市が補修などの対応を行う仕組みです。

対象となるものは、市が管理する道路の異常(道路の穴・ひび割れ・段差、倒木、側溝の蓋の破損など)交通安全施設の異常(ガードレールやカーブミラーの破損など)公園施設の異常(遊具やベンチの破損など、利用者に危険を及ぼすもの)です。

対象外のもの、「ガードレール、カーブミラー、照明灯を設置してほしい」といった要望事項や企業や個人が所有する私有地内のもの、落ち葉清掃やゴミ拾いなど、市民の皆さまのご協力により解決できるものです。

アプリをダウンロードして市民レポート登録してね！



詳細はみよし市ホームページ：[みよし市/My City report](https://www.miyoshi.lg.jp/) の利用について ([aichi-miyoshi.lg.jp](https://www.miyoshi.lg.jp/))